

随 意 契 約 理 由 書

1. 業務名：西船場 JCT 初期点検業務
2. 契約相手方：阪神高速技術（株）
3. 随意契約理由：

本業務は、現在建設中の西船場ジャンクション（信濃橋渡り線）について、2019 年度内の供用に先立ち、「道路構造物の点検マニュアル」（阪神高速道路株式会社・阪神高速技術株式会社）に基づく初期点検を行うものであり、本体構造物の初期点検を行い、供用前の構造物の現状や損傷を評価・整理し、供用後の維持管理を合理的かつ効率的に実施するための基礎資料を作成することを目的とした業務である。

本業務の円滑かつ効率的な実施のためには、当社の諸技術基準や管理規定に精通し、当社の点検業務に関する能力や体制を備えた上で、当社の意図を的確かつ迅速に反映し、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図れることが必要である。

阪神高速技術（株）は、阪神高速道路の日常的な維持管理に関する工事・業務を一手に担っており、当社の諸技術基準や管理規定を熟知し、点検業務実施の能力や体制を備えているばかりでなく、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、共通の経営目的をもって業務を行い、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っている。

よって、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと認められるため、阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 1 号の規定に基づき、阪神高速技術（株）と随意契約を締結するものである。

以 上